CNIPA、知財権運用プラットフォーム体制の更なる改善に向けた通知を公表

2022 年 12 月 6 日
JETRO 香港事務所

2022 年 11 月 30 日、国家知識産権局（CNIPA）弁公室は、「**知的財産権運用プラットフォーム体制の改善に関する事項の通知**」（关于完善知识产权运营平台体系有关事项的通知[1]）を公表した（文書は 11 月 23 日付け）。

本通知は、「**知識産権強国建設綱要（2021-2035 年）**」[2]（2021 年 9 月 中共中央・国務院）、「**“十四五”知財保護運用計画**」[3]（2021 年 10 月 国務院）及び「**高水準の市場システム構築のための行動計画**」[4]（2021 年 1 月 中共中央・国務院）の実施を推進するべく、「**知的財産運用業務の推進と規制に関する通知**」[5]（2021 年 7 月 CNIPA）の要求に応じて、知的財産権（以下「IPR」）運用体制を構築するプロジェクトの実施を促進し、これまでの作業を踏まえて IPR 運用プラットフォーム体制をさらに改善することを目的としたものである。

本通知では、まずプラットフォーム（以下「PF」）体制のコア圏（核心圏）として国家 IPR 運用 PF を、放射圏（辐射圈）として地域 IPR 運用センターおよび産業 IPR 運用センターを位置付けた上で、十四五期間（2021～2025 年）中の目標を以下のように定めている。

- IPR 取引サービス[6]、金融サービス[7]、特別サービス[8]、サポートツール[9]など、全

---

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/30/art_75_180579.html
2 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
「知財権運営体系構築プロジェクトを実施し、総合的な知財権運営サービスハブプラットフォームを作り上げ、産業に焦点を当て、地域を牽引する運営プラットフォームを構築し、国際化・市場化・専門化した知財権サービス機構を育成し、知財権サービス業の格付分類評価を展開する」旨の記載がある。
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
「総合的知財権運用サービスプラットフォームを育成して発展させ、サービスモデルを刷新し、知財権の実用化を促進する」旨の記載がある。
4 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-01/31/content_5583936.htm
5 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/7/29/art_75_166299.html
「9. 知財権運用プラットフォームの運用標準化及び管理強化」の項目を設けて、知財権運用プラットフォーム（センター）に対する CNIPA や地方知識産権局の役割などが説明されている。
6 IPR 取引における需給マッチングなどを想定。

国で約 15 の国家 IPR 運用 PF を計画し構築

- 主要な国家地域戦略に基づいて、いくつかの地域 IPR 運用センターの建設を指導
- 重点産業分野に焦点を当てて、最大 50 の産業 IPR 運用センターの建設を支援
- PF の名称を統一[10]

そして、以下の手順で、パイロット PF や国内 IPR・科学技術の財産権取引機関を構築する任務を担う単位（以下「単位」）から、最初の 5～10 の機能的な国家 IPR 運用 PF を決定するとしている。

・ 2022 年に支援対象として承認されたパイロット PF の総括評価などを実施
→ 各パイロット PF は、パイロット概要をまとめ、3 年間の作業計画（目標、任務、取組を明確にし、ロードマップなどが形成されたもの）を策定
→ パイロット概要と作業計画[11]が地方知識産権局による審査を経て CNIPA に提出
→ CNIPA は、データ検証、機能試験および現地調査などを通じて、試行による効果を評価し、作業計画の改善を指導
→ 試行効果が優れ、基礎条件が整い、実現可能な作業計画を有するパイロット PF や単位は、機能的な国家 IPR 運用 PF の第一陣として認定され、統一名称が付与
→ 建設が不適切または審査が不合格だったパイロット PF は、1 年間の修正期間または移行期間が付与され、期間終了後に別途評価が行われる予定

最後に、PF の調整・指導の強化に関する項目において、PF の年次業績評価などの仕組みを確立して PF 構築の進捗を動的に把握することや、国家 IPR 運用 PF による様々なタイプの革新的事業（専利開放許諾の試行など）の実施を奨励すること、PF 所在の地方による必要な支援（資金や政策など）の実施などが挙げられている。

（以上）

---

7 IPR に基づく投融資や保険などを想定。
8 先進技術の転化や国際事業などを想定。
9 専利製品届出、専利導航、経営評価、サービス評価などを想定。
10「IPR 運用（地名）取引サービス/金融サービス/特殊サービス プラットフォーム」という名称に統一するとしている。ただし、サポートツール型のプラットフォーム（例えば、専利集約型製品の届出認定、専利導航総合サービス、IPR イノベーション管理と国際標準の推進、IPR サービスの等級分類評価など）は、別途「単発」方式で識別し名称を決定するとされている。
11 「単位」に対しては段階的な進捗状況や関連する作業計画を報告することと言及されている。